

資料 4  
(太宰委員提出資料)

県費負担教職員の人事権等の在り方に関する協議会（8回）資料

宮城県教育庁教職員課

**<指定都市における広域人事交流の現状>**

1 指定都市と県内他市町村との人事異動（交流）の実態

年度	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
県→市(人)	65	57	47	44	50	59	45	35	34	52	27	25
(%)	5.2	4.3	3.8	4.0	4.2	5.0	3.5	3.3	3.0	4.6	2.4	2.3
市→県(人)	12	13	11	9	8	5	4	5	3	5	10	9
(%)	2.1	2.1	1.9	1.5	1.3	0.9	0.7	0.8	0.5	0.8	1.7	1.4

下段：県、指定都市別小中学校教諭等異動者に占める割合

- 県から仙台市への異動と、仙台市から県への異動は不均衡になっている。
  - ・ 仙台市への異動は指定都市移行後（平成元年）、平成8年度までは100名を超えていたが、平成19年度以降20名台に減少している。
  - ・ 県への異動は平成11年度までは10～20名であったが、その後は10名以下である。
- 異動後に元の任命権者に戻ることはほとんどない。
- 平成18年度から交流期間3年を原則とし、期間終了後に派遣元校種で再任用している。（毎年度：小学校教諭2名、中学校教諭2名）
- 管理職については、指定都市移行後も毎年度校長、教頭共に数名程度交流している。

2 指定都市移行時の人事異動（交流）に関する協定

3 指定都市移行後に、県内他市町村における人事上の課題

- 指定都市移行後、異動規模が縮小しており、人事が停滞・硬直化してきている。
- 仙台市への異動希望者が仙台市の受入数より多いため、待機している状況である。
- 仙台市の受入数が減少していることから、仙台教育事務所管内（仙台市周辺市町）への異動希望が増加しているが、仙台教育事務所では多く受入れできない状況である。

- 交流人事を推進する上で、地域手当支給割合の差により、支給割合が低い市町村への異動に支障が生じることが危惧される。

**<地域手当支給割合の比較>**

- ・宮城県人事委員会勧告

	H19.4	H20.4	H21.4	H22.4
仙台市	3.0%	3.0%	3.5%	4.5%
仙台市以外（県内）	1.0%	1.0%	1.5%	1.5%

- ・仙台市人事委員会勧告

	H19.4	H20.4	H21.4	H22.4	H23.4
仙台市	3.6%	4.2%	4.8%	5.4%	6.0%

- ・人事院勧告

	H19.4	H20.4	H21.4	H22.4
仙台市	5.0%	6.0%	6.0%	6.0%
名取市・多賀城市	2.0%	3.0%	3.0%	3.0%
上記以外の県内	-	-	-	-

支給対象外